

大野城心のふるさと館開館PR動画制作業務
プロポーザル募集要領

1. 業務名 大野城心のふるさと館開館PR動画制作業務

2. 業務概要

(1) 業務の内容

大野城心のふるさと館開館PR動画制作業務仕様書のとおり

(2) 納品

BD (MPEG-4) 及びDVD (MPEG-2)・Flash Video 形式・WMV形式の動画配信用データをBD及びDVDにて納品すること。また、白マザー(テロップのついてない編集済み動画)のデータを、記憶媒体で納品すること。

(3) 履行期間 契約の翌日から平成30年2月28日まで

(4) 履行場所 大野城市役所庁舎内

(5) 予定価格：2,380,000円(税抜き)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする。また、本プロポーザルには、他者と企業体を組んで参加することができるものとする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。共同企業体による場合は、代表者が①から⑦の要件を満たし、⑧については、共同企業体の実績を合算することも可とする。なお、共同企業体の構成員の出資比率及び代表者の選定については、大野城市共同企業体運用要綱(平成5年要綱第18号)の規定を準用する。

なお、②の要件を満たしていない場合は、本市所定の資格審査を受け、承認を得ることで参加資格を認める。

- ①大野城市競争入札参加資格等に関する規程(平成7年規程第1号)第3条各号のいずれにも該当しないこと。
- ②平成29・30年度の有資格者名簿(大野城市競争入札参加資格等に関する規程第7条に規定するものをいう。)に登載されていること。
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立がなされていないこと。
- ④民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑤プロポーザル参加申込書(様式第1号)の提出期限から受託候補者特定の日までにおいて、大野城市指名停止等の措置に関する規則(平成19年

規則第 23 号) に基づく指名停止を現に受けていないこと。

⑥大野城市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 12 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体でないこと。

⑦法人であること。

⑧過去 3 年以内に、P R 動画やDVD等の映像制作等の類似業務における実績を 3 件以上有すること。

4. 提案手続きに関する事項

(1) 担当部課

大野城市地域創造部 ふるさとにぎわい課 ふるさと施設担当
〒816-8510 福岡県大野城市曙町 2 丁目 2 番 1 号
電話番号：092-580-1997（直通）
E-mail：rekishi@city.onojo.fukuoka.jp

(2) 資料配布に関すること

①募集要領等の配布期間

平成 29 年 9 月 28 日（木）～10 月 23 日（月）17 時まで

②配布方法

大野城市ホームページよりダウンロードすること。

<http://www.city.onojo.fukuoka.jp>（トップ>産業・しごと > 契約・入札情報 > お知らせ）

③配布資料等

- ア. 大野城心のふるさと館開館 P R 動画制作業務プロポーザル募集要領
- イ. 大野城心のふるさと館開館 P R 動画制作業務仕様書
- ウ. 大野城心のふるさと館開館 P R 動画制作業務評価内容・配点表
- エ. 様式集（様式第 1・2・3・5・7・8・9・10 号、ふ施様式第 1・2 号）

(3) 参加申込みに関すること

①参加申込書の作成方法

プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）に必要事項を記載の上、必要関連書類を添えて提出すること。

②提出期限・場所・方法

- ア. 期 限 平成 29 年 10 月 23 日（月）17 時まで
- イ. 提出場所 大野城市地域創造部ふるさとにぎわい課
- ウ. 提出方法 持参のみ（※郵送は不可）

（4）提出書類に関すること

参加者は、次に掲げる書類の正本を 1 部提出すること。ただし、提案書については、正本と会社名、社印等の記載がない副本 9 部を合わせて提出すること。

- ①プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- ②見積書（様式第 3 号）※積算内訳書（算定根拠）を添付すること。
- ③配置予定技術者調書（様式第 5 号）
- ④業務実績調書（ふ施様式第 1 号）
- ⑤委任状（様式第 7 号）… 1 部
- ⑥確約書（様式第 8 号）… 1 部
- ⑦会社経歴書（任意様式：A 4 版 1 枚程度）… 1 部
 - ※共同企業体の場合はそれぞれ提出
- ⑧会社概要書（パンフレット等）… 1 部
 - ※共同企業体の場合はそれぞれ提出
- ⑨特定業務共同企業体協定書（様式第 10 号）… 1 部
 - ※共同提案を行おうとする場合に限る。
- ⑩提案書（用紙は指定用紙を用いること）
 - ◆参考となる業務実績（ふ施様式第 2 号）

業務実績調書（ふ施様式第 1 号）に記載する業務のうち、本業務の参考となる 2 件について、コンテンツの特徴や本業務に活かせる点等を記載すること。また記載する業務の成果品（DVD）を提出すること。DVD は 2 次審査終了後、返却する。
 - ◆企画提案書

次の事項について必ず明記し、A 4 版用紙 6 枚以内で提出すること。A 4 版 2 枚分を A 3 版 1 枚で使用することも可とする。

 - ア. 実施体制

本業務への取組体制、配置予定技術者からなる今回のチームの特徴、本業務実施に際してのポイント、工程表について
 - イ. 企画提案

企画コンセプト、特長、動画イメージの絵コンテ等
- ⑪使用印鑑届（様式第 9 号）
- ⑫商業登記簿謄本（複写可）

- ⑬財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、2年分）
- ⑭市町村税の滞納がないことの証明書（3カ月以内に発行されたもの。複写可）
- ⑮消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（3カ月以内に発行されたもの。複写可）

※平成29・30年度有資格者名簿に登載されている者は⑪～⑮までの書類の提出を省略することができる。

（5）提出書類の作成方法

- ①提出書類の作成にあたっては、指定及び任意様式により、簡潔かつ明瞭に次のとおり記述すること。なお、提出書類以外の参考資料等は受領しない。
- ②提案書は、審査委員にわかりやすいように文字は見やすい大きさ（12pt）を原則とし、図・写真等を用いる場合は見やすいように作成すること。
- ③指定の表紙に提出年月日、会社名を記載し、押印すること（副本には、会社社名やロゴマーク、その他参加者名の識別可能な表示はしないこと）。
- ④プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、平成29年10月26日（木）までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

（6）見積書の作成方法

- ①課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- ②金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載すること。
- ③算定根拠となる積算内訳書を添付すること。（任意様式）
- ④見積書及び積算内訳書は、封筒に入れ密封し、且つその表面に法人の名称又は商号及び「大野城心のふるさと館開館PR動画制作業務見積書在中」と朱書きすること。また、裏面3箇所に見積書に用いた印鑑で押印すること。
- ⑤見積書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分に押印し、見積書最上部余白に「●字削除●字加入」と明記すること。（※金額の訂正は不可）
- ⑥予定価格を上回る見積書を提出した者は、失格となるので、実現可能な見積もりを行うこと。

（7）見積書の無効

次の見積書は無効とする。

- ①金額の記載がない見積書
- ②法令又は見積条件に違反している見積書
- ③見積書の記名押印がなく、見積者が判明できない見積書
- ④所定の場所及び日時に到着しない見積書
- ⑤金額の重複記載、誤字又は脱字により意志表示が不明瞭である見積書
- ⑥見積参加資格のない者、見積参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等見積参加条件に違反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者が作成した見積書

5. 受託候補者の選定に関する事項

(1) 業者の選定

- ①1次審査として実績評価（100点）を、2次審査として提案書評価（700点）、プレゼンテーション評価（100点）及び価格評価（100点）の得点の合計（1000点）が最も高い者を選定する。
- ②得点が最も高い者が2者以上あるときは、2次審査の得点が高い者を選定する。
- ③5者以上の参加申込みがあった場合は、1次審査結果の上位4者までを1次審査通過者とし、その4者により2次審査を行う。
- ④参加者が1者の場合、1次・2次審査ともに行うこととし、価格面の評価を除く1次・2次審査の合計得点の平均が6割以上である場合に選定するものとする。

(2) 1次審査

- ①事務局による実績評価を行う。評価点の上位4者を1次通過者とする。
- ②評価点の同点が5者以上ある場合、1次審査通過者は4者のみに限らない。（1位1者、2位同点4者の場合、その5者が1次審査通過者。1位1者、2位1者、3位同点3者の場合、その5者が1次審査通過者。）

(3) 2次審査

審査委員（7名）により提案書評価、プレゼンテーション評価、価格評価による2次審査を行う。

- ①提案書評価及びプレゼンテーション評価の点数は、大野城心のふるさと館開館PR動画制作業務プロポーザル評価内容・配点表に基づき算出し、審査委員全員の平均点とする。
- ②価格評価の点数は、以下の式により算出する。
価格点 = $100 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$

※合計得点が同点となった場合は、「提案者評価」の得点が高い者、その得点も同点であった場合は、「プレゼンテーション評価」、「価格評価」の順に得点の高い者を合格者として選定する。

(4) プレゼンテーションの内容

- ①プレゼンテーションを行う順番は、審査委員会の事務局において決定する。
- ②プレゼンテーションの制限時間は20分とし、その後、10分程度の質疑応答時間を設ける。
- ③プレゼンテーションにおける質疑では、提案書の内容及びプレゼンテーションのことについて行う。
- ④プロジェクター、スクリーンは事務局が用意するものとし、パソコンやその他の必要な機材については参加者が用意するものとする。
- ⑤プレゼンテーションへの出席は、配置予定技術者調書（様式第5号）に記載のある者3名以内とする。

(5) 選定結果の公表

- ①選定結果については、委員会が作成する得点表を担当課で公表する。また、本市ホームページにおいても公表を行う。
- ②提案者は、審査結果について不服がある場合は、審査結果通知書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に書面により、理由について説明を求められることができるものとする。
- ③前項の説明を求められたときは、特別の事情がある場合を除き、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して14日以内に、書面等により回答するものとする。
- ④第1次審査の審査結果通知は、平成29年11月2日（木）までに行う。第2次審査の結果通知は、第2次審査参加者全員に平成29年11月15日（水）までにそれぞれ行う。

6. その他特記すべき事項

- (1) 提案等にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書及び関係書類は、返還、差し替え、変更又は取り消しすることができない。
- (3) 市は選定された参加者の提案内容に基づき、業務内容の詳細についての協議を行う。
- (4) 選定された参加者と合意に至らなかった場合は、次点の参加者と同様の協議を行う。

- (5) 提案された内容については、契約時に仕様書の一部として取り扱うことになるため、その旨留意の上、提案を行うこと。(ただし、提案された内容については、市と調整を行うことから、提案内容がそのまま仕様となるわけではないことに留意すること。)
- (6) 提出した提案書等の取扱いは、大野城市財務規則(昭和53年規則第3号)、大野城市情報公開条例(平成16年条例第1号)その他関係法令によるものとする。また、審査以外の目的で無断使用をすることはしない。
- (7) 契約に際しては、双方1通ずつ契約書を取り交わし、その内容は大野城市財務規則、大野城市建設工事執行規則(昭和59年規則第7号)その他関係法令によるものとする。
- (8) 提案書等に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

7. スケジュール

(1) 指名業者等選考委員会への付議	9月25日(月) (財政課提出9月13日)
(2) 提案書提出の招請公告	9月28日(木)
(3) 募集要領等資料配布	9月28日(木)～10月23日(月)
(4) 提案書等の質疑受付	9月28日(木)～10月17日(火)
(5) 提案書等の質疑回答期限	10月20日(金)
(6) 参加申込書及び提案書等の提出期限	10月23日(月)17時まで
(7) 参加資格確認結果通知書送付	10月26日(木)
(8) 第1次審査	10月26日(木)～10月31日(火)
(9) 第1次審査の結果通知	11月2日(木) 予定
(10) 第2次審査(プレゼンテーション) 審査	11月8日(水) 予定
(11) 第2次審査の結果通知及び公表	11月15日(水) 予定
(12) 契約	11月22日(水) 予定
(13) 納品	平成30年2月28日(水)